

「茨城県国土強靱化地域計画」の概要

第1章 計画の策定趣旨, 位置付け

1 策定趣旨

- 東日本大震災等の自然災害から得られた教訓や国土強靱化基本法の趣旨を踏まえ、強くてしなやかないばらきづくりを推進
- 平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえた減災対策を一体的・計画的に進める

2 位置付け

- 基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定
- 県総合計画と整合。また、国土強靱化の関連部分において、様々な分野の計画等の指針となるもの
- 県まち・ひと・しごと創生総合戦略と連携して、限りある資源の有効活用を図るもの

第2章 茨城県における国土強靱化の基本的考え方

1 基本理念

- 強く、しなやかないばらきづくり
- 首都直下地震等発生時のバックアップ機能の充実

2 基本目標

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 県民の財産及び公共施設の被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

3 計画の対象とする災害

大規模自然災害全般を想定
(地震, 津波, 水害等)

4 特に配慮すべき事項

- 社会構造の変化への対応等
 - ・「自律・分散・協調」型の社会のシステムの形成につなげる視点を持つこと
 - ・関係団体との連携体制の構築
 - ・急激に進むインフラの老朽化への対応
 - ・人のつながりやコミュニティ機能の向上
- 効果的な施策の推進
 - ・複合的・長期的な視点による施策の推進
 - ・防災人材の育成と確保 ・民間投資の活用
 - ・施策の重点化や進捗管理を通じた施策の推進及び見直し
 - ・ハード対策とソフト対策の組み合わせによる総合的な取組
 - ・平時からの有効活用 ・広域連携体制の構築

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害の甚大な被害を回避するために、現行の施策で足りるか、どこに脆弱性があるか明らかにする。

2 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定

- 4つの基本目標を踏まえ、大規模自然災害を想定して具体化した**8つの事前に備えるべき目標**を設定
 - ・大規模自然災害発生が発生したときでも人命の保護が最大限図られる など
- 39のリスクシナリオ**を設定
 - ・建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生
 - ・県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 など

3 施策分野の設定

- 7つの個別施策分野**を設定
 - ① 行政機能／警察消防等
 - ② 住宅・都市・住環境
 - ③ 保健医療・福祉
 - ④ 産業・エネルギー
 - ⑤ 情報通信・交通・物流
 - ⑥ 農林水産
 - ⑦ 国土保全
- 3つの横断的施策分野**を設定
 - ① リスクコミュニケーション
 - ② 老朽化対策
 - ③ 研究開発

4 脆弱性評価結果

- リスクシナリオごと、施策分野ごとに、現行施策のリスクへの対応力について分析・評価
(別紙1)(別紙2)

<評価結果のポイント>

- ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の推進が必要
- 関係機関等との連携が必要

第4章 茨城県における国土強靱化の推進方針

脆弱性評価を基に対処方策を検討し、施策分野ごとに目標を達成するための推進方針をとりまとめ

1 個別政策分野(7分野)ごとの推進方針

① 行政機能／警察消防等	② 住宅・都市・住環境	③ 保健医療・福祉
・県及び市町村の防災拠点機能の確保 ・業務継続体制の整備 など	・住宅、建物等の耐震化 ・上下水道施設の耐震化 など	・災害拠点病院等の機能強化 ・避難行動要支援者対策 など
④ 産業・エネルギー	⑤ 情報通信・交通・物流	⑥ 農林水産
・ライフラインの災害対応力強化 ・大規模災害発生時の緊急給油対策 など	・道路の防災・減災対策及び耐震化 ・緊急輸送体制の整備 など	・農業水利施設の老朽化対策及び耐震化 ・農林道等の整備 など
⑦ 国土保全		
・河川改修等の治水対策 ・総合的な土砂災害対策の推進 など		

2 横断的施策分野(3分野)

① リスクコミュニケーション

自助・共助・公助の考え方を理解した上で自発的に行動できるよう、国土強靱化に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションを促進 など

② 老朽化対策

中長期的な視点に立って、施設のコスト低減や適正な規模等を検討することにより、総合的・計画的に修繕・更新等を実施 など

③ 研究開発

防災科学技術研究所との包括連携協定を活用し、データ・各種支援システムの利活用・普及啓発 など

第5章 計画の推進と不断の見直し

1 県の他の計画の見直し

○本計画を基本として、毎年度の施策の進捗状況等により、県の他の計画の見直しを検討

2 計画の推進期間及び見直し

○推進期間は、平成32年度までの概ね5年間
○必要に応じて本計画の見直しを検討

3 施策の推進と重点化

○施策の進捗管理とPDCAサイクル
進捗管理を行うとともに、取組の効果を検証し、必要に応じて重要業績指標の見直しを検討

○施策の重点化
限られた資源の中で強靱化を進めるため、影響の大きさ、緊急度等を考慮し、リスクシナリオごとに、優先して実施すべき重点プログラムを選定